

価格安定課 NEWS

肉用子牛生産者補給金制度は加入契約の更新の時期を迎えました

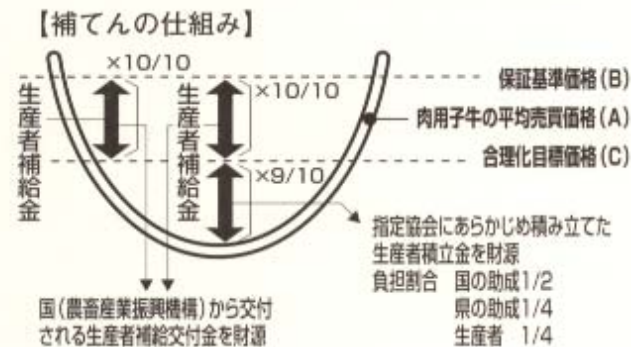
肉用子牛生産者補給金制度は5年に一度の加入契約の更新時期を迎え、現在契約の取りまとめを行っております。

既に参加いただいている生産者の方は、引き続き加入をお願いします。

また、現在未加入の生産者の方は、新たに加入することができますので、是非この機会に参加されるようお勧めします。

○ 制度の仕組み

本制度は、牛肉の輸入にかかる事情の変化が肉用子牛の価格等に及ぼす影響に対処するため、肉用子牛の価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に、肉用子牛の生産者に対し生産者補給金を交付し、肉用子牛生産の安定等を図ることを目的としております。なお、生産者補給金は、肉用子牛の平均売買価格(品種別、四半期毎に国が算定)が、国が毎年度定める保証基準価格を下回った場合に交付されます。



具体的には、四半期毎に国が算定する肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、その期間中(四半期)に肉用子牛を販売したり、自家保留していれば、補給金が交付されます。

ただし、交付の前提として、あらかじめ生産者からの申込により当協会に子牛個体登録を行っており、かつ生産者負担金等の納付が行われたものとします。

○ 保証基準価格及び合理化目標価格

(1) 保証基準価格は、「肉用子牛の生産条件、需給事情その他の経済事情を考慮し、肉用子牛の再生産を確保することを旨として」定められます。

(2) 合理化目標価格は、「牛肉の国際価格の動向、肉用牛の肥育に要する合理的な経費の額からみて、肉用牛生産の健全な発達を図るため肉用子牛生産の合理化によりその実現を図ることが必要な生産費を基準として」定められます。

これらの価格は、食料・農業・農村政策審議会(例年3月開催)の意見を聞いて、各年度始めに農林水産大臣が決定します。

(参考) 平成16年度保証基準価格等 (円)

区分	黒毛和種	乳用種	交雑種
保証基準価格	304,000	129,000	175,000
合理化目標価格	267,000	80,000	135,000

(注) 上記以外に「褐毛和種」、「その他肉専用種」の設定あり。

○ 生産者積立金

◆ 生産者積立金は、業務対象年間の5年間(17年度~21年度)における肉用子牛の価格動向に対応して補給金が適切に交付できる水準を考慮し当協会が定めたものを、国が承認することとなっています。なお、生産者積立金に対して、国1/2、県1/4の補助がありますので、生産者の負担分は1/4となります。

なお、平成17年度からの積立金の単価は、現時点では決定しておりません。

(参考) 平成16年度までの積立金額 (円)

区分	黒毛和種	乳用種	交雑種
生産者積立金	9,900	12,700	6,200
内生産者負担額	2,475	3,175	1,550

(注) 1 肉用子牛1頭当たり金額である。
2 上記以外に「褐毛和種」、「その他肉専用種」の設定あり。

◆ 生産者が納付した負担金は、税制上損金に算入できます。

◆ 契約満了時(5年後)に生産者積立金に残額がある場合には、各生産者の造成割合に応じて配分し、請求に基づき生産者へ返還することができますので掛け捨てにはなりません。

◆ 契約書類の提出期限は、3月末日です。

◆ 詳しくは次へ問い合わせ願います。

お近くのJA又は県配合飼料基金協会

☆ 価格安定課(担当課)

TEL 025-234-6782番